

日本芸能従事者協会
「芸能従事者の働き方と法」
(2023年12月10日)

芸能従事者をめぐる取引と競争
— 独禁法・下請法・フリーランス新法 —

青山学院大学法学部教授
岡田 直己



@naokilaw



n_okada@als.aoyama.ac.jp

1 芸能従事者が取引当事者となる契約と「搾取」規制

NOTE

(特定受託)事業者である芸能従事者には独禁法、下請法、フリーランス新法の全部が適用される。

【フリーランス新法の特徴】

- 委託者による取引条件の明示等(3条)
- 特定委託者による報酬の支払い等(4条)
- 特定委託者の遵守事項(5条)



委託者・特定委託者の資本金等を問わず、下請法を拡充・補完した規律が(特定受託)事業者である芸能従事者(実演者・制作者)との取引に及ぶ。

独禁法	下請法	フリーランス新法
優越的地位の濫用(2条9項5号, 19条) ○ 購入要請(イ) ○ 利益提供要請(ロ) ○ 取引条件の不利益設定・変更(ハ) * 包括的一般条項	遵守事項(4条) ○ 濫用の典型行為 ○ 芸能従事者への役務提供委託も規制(2条4項)。 ただし、資本金等が1,000万円以下の発注者との取引は規制の対象外。(2条7項4号)	遵守事項(5条) ○ 下請法4条に類似 ○ 「政令で定める期間以上」の業務委託の発注者を規制(資本金等の要件はない)

問題は、芸能事務所の取扱い(特に実演者との関係性)

仲介者(混合型無名契約)、委託者・再委託者(委任・準委任契約)、使用者(雇用契約)のタイプがあるが、個々の契約の分類は取引実態の総合判断に拠らざるを得ない。

雇用契約以外のタイプは、法定要件を満たす限り、独禁法と下請法の適用があるが、フリーランス新法は...?

2 芸能従事者とフリーランス新法① — 芸能事務所は「搾取」の温床？

NOTE

2条3項が定義する業務委託は役務の自家使用（「他の事業者をして自らに役務の提供をさせること」）を含む。

➡ 下請法と規制対象が異なり、芸能従事者の多くが放送局等との取引で保護される。

<フリーランスガイドライン> (要旨。括弧書き下線は挿入)

仲介事業者(芸能事務所)であっても、仲介サービスの利用者(放送局等)から役務等を受注の上、当該役務等の全部または一部をフリーランス(芸能従事者)に発注するなど、仲介事業者が実質的な発注者に該当する場合には、...独占禁止法・下請法を遵守すべき。

「仲介」は基本的に新法の適用がない

芸能事務所が純粋に仲介(エージェント)のみを行う場合は規制対象外だが、

~~混合型無名契約はその実態を精査し、適用の有無を判断する必要がある。~~

【政府答弁(要旨)】

- 委託内容への関与の状況、金銭債権の内容、性格、債務不履行時の責任主体等の取引実態を総合的に判断した結果、実質的にその事業者が業務委託を行っているとは評価できる場合には、特定委託者に該当する。
--- 2023.4.21参院本会議
- フードデリバリーについて、仲介事業者の基本契約が8条所定の取引条件を定め、飲食店が配達人へ業務委託を行う際に同契約に基づく個別契約を締結していれば、基本契約は個別契約の一部を構成すると評価し(=仲介事業者も委託者と評価し)、基本契約が5条所定の「政令で定める期間」に該当するかどうか判断する。--- 2023.4.5衆院内閣委



委託者・特定委託者の該当性は取引実態も考慮した総合判断であるが、独禁法・下請法の取扱いと平仄を合わせることが妥当。

「専属契約等が基本契約、出演契約等が個別契約」の実態があれば、芸能事務所が「仲介」と主張しても、新法の適用可能性を肯定できるが、個々の事案ごとの判断にならざるを得ないことが難点。

3 芸能従事者とフリーランス新法② — 規制の対象・内容と課題

NOTE

文化芸術・芸能分野は著しい多重下請構造をもち、芸能事務所は6次下請、芸能従事者は7次下請ともいわれる。

→ 直上の発注者が親事業者の要件を満たさず、下請法の保護対象から外れることも多い。(新法の存在意義の1つ)

芸能従事者が発注者と契約書を交わすことは極めて少なく、著作権等の帰属、著作物の二次利用に係る利益分配などの事柄が曖昧または不明になることが多い。

→ 就業現場の指揮命令系統も”複雑怪奇”。委託者・特定委託者は誰か、特定受託者か労働者であるか、実態に照らして判断せざるを得ない。

* 新法3条・5条も包括的規制ではない。

〔委託者〕取引条件の明示等(3条)

- 給付の内容、報酬額、支払期日のほか、公取委規則が定める「その他の事項」の明示。特定受託者へ業務委託を行うすべての委託者の義務。
 - * その他の事項は、下請法3条書面の記載事項等に関する規則条に掲げられた事項のうち、1～4・8号に相当する事項は「その他の事項」とされるべき。
- 取引条件の不明示は、優越的地位の濫用(独禁法2条9項5号)を誘発する原因や温床。「正当な理由がない限り…独占禁止法上不適切」(FL指針)
- 1項本文「業務委託をした場合は、直ちに」は、「時間的に即時性が強く、一切の遅れを許さない趣旨」で、業務委託契約に係る合意の成立時点を指すと解されるため、文化芸術・芸能分野の取引慣行の抜本的見直しが喫緊の課題。

〔特定委託者〕報酬の支払期日等(4条)

- 特定委託者が発注者または再委託者となる場合を規律するが、下請法4条の2相当の遅延利息規定がないため、実効性の確保に疑問あり。
- ハラスメントが背景にある支払遅延の場合、4条5項と14条2項の両方に該当？ 優越的地位の濫用規制に依拠すると、経済面のみが焦点に。

4 芸能従事者とフリーランス新法③

— 規制の対象・内容と課題

NOTE

特定委託者が本条に係るコンプライアンスの徹底に努めることを前提とすれば、公取委が勧告(8条3項～5項)や命令(9条)を行うべき事案は限られるはず。

→ 独禁法や下請法の執行を補完しながら、濫用行為の未然防止と迅速かつ実効的な事後規制の確保へ。

【買ったとき(5条1項4号)】

公取委は下請法と同様の事項を考慮要素として総合判断するという考え方だが、「著しく低い報酬」かどうかは市価・実勢価格と比較して評価されるものであるため、地域別最低賃金は参考指標の扱いに過ぎないとすべき。

* 労働法研究者からは“下請法を下敷きにしたことによる限界”という批判も。

特定委託者の遵守事項(5条)

○ 放送局等や芸能事務所は通常、芸能従事者に対し優越的地位を有する。

しかし、独禁法規制が個々の取引関係に及ぶという期待は非現実的。

* 公取委は「広がり」がある事案を規制。24条の利便性が低いほか、25条であれ民法709条であれ、違反行為の存在や損害・損害額の立証は容易でない。

○ **競業避止義務**や**専属義務**は、合理的に必要な範囲を超えていれば濫用(独禁法2条9項5号ハ)に該当するが、「広がり」が行政規制上の事実上の制約となるほか、契約の無効や不法行為を争う民事裁判でも正面から取り上げられることは少ない。新法も対応できていない。

○ **解約金・違約金条項**は、放送局等や芸能事務所との取引関係を終了できないように作用する場合、事実上の専属義務となるため、芸能従事者の職業選択の自由(憲法22条)を侵害すると評価しうるほか、解約金等が一律・一定率で定められるなど合理的な範囲を超えて不利益を課すものであれば、濫用(独禁法2条9項5号ハ)に該当する。

* 当該条項が取引開始前に知らされていなければ、濫用(独禁法2条9項5号ロ)や不当な経済上の利益の提供要請の禁止(新法2条2項1号)に該当しうる。

* 芸能従事者が労働者(労基法9条)であれば16条・17条違反になる問題。

○ FL指針が挙示する一方的行為(発注取消し、役務の成果物に係る権利の取扱い、秘密保護義務等の設定)は法定されず。改正の検討余地あり。

日本芸能従事者協会
「芸能従事者の働き方と法」
(2023年12月10日)

芸能従事者をめぐる取引と競争
— 独禁法・下請法・フリーランス新法 —

青山学院大学法学部教授
岡田 直己



@naokilaw



n_okada@als.aoyama.ac.jp